

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月30日
【事業年度】	第7期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社トリドリ
【英訳名】	toridori Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中山 貴之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町28番1号
【電話番号】	03-6892-3591
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 森田 一樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町28番1号
【電話番号】	03-6892-3591
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 森田 一樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高	(千円)	-	1,057,864	2,054,814
経常損失()	(千円)	-	404,360	393,476
親会社株主に帰属する当期純損失()	(千円)	-	436,176	565,223
包括利益	(千円)	-	436,176	565,223
純資産額	(千円)	-	27,279	1,056,315
総資産額	(千円)	-	1,192,061	2,238,601
1株当たり純資産額	(円)	-	226.57	340.31
1株当たり当期純損失()	(円)	-	185.97	203.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	2.0	47.0
自己資本利益率	(%)	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	420,599	454,045
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	116,435	10,273
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	96,559	1,429,977
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	216,141	1,181,798
従業員数	(人)	-	91	106
(外、平均臨時雇用者数)		-	(35)	(50)

(注) 1. 当社は、第6期より連結財務諸表を作成しております。

2. 当社グループの売上高のうち、「toridori base」「toridori ad」「toridori promotion」「toridori studio」のサービスに係る売上高については、インフルエンサーへの支払い報酬と相殺した純額にて表示しております。相殺前の総額(取扱高)は第6期で3,485,017千円、第7期で5,741,214千円であります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第7期においては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、また第6期においては、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。
7. 第6期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

- 8 . 当社は2022年10月11日付で普通株式 1 株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第 6 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失()を算定しております。
- 9 . 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日)等を第 7 期の期首から適用しており、第 7 期に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高	(千円)	278,780	377,551	564,460	880,506	1,669,630
経常利益又は経常損失()	(千円)	17,114	39,752	179,599	291,858	249,705
当期純利益又は当期純損失()	(千円)	10,983	56,396	179,519	294,752	706,647
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	9,600	9,600	100,000	100,000	897,130
発行済株式総数						
普通株式	(株)	96,000	101,050	101,050	104,889	3,096,400
A種優先株式	(株)	-	-	14,286	14,286	-
純資産額	(千円)	46,659	6,817	313,672	168,702	1,056,315
総資産額	(千円)	373,571	557,964	1,114,837	1,229,642	2,157,624
1株当たり純資産額	(円)	486.03	92.97	93.47	159.16	340.31
1株当たり配当額						
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	(円)	114.41	584.85	83.85	125.67	254.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.4	1.6	27.9	13.5	48.8
自己資本利益率	(%)	23.5	-	-	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	230,549	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	17,591	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	645,673	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	646,272	-	-
従業員数						
(外、平均臨時雇用者数)	(人)	10 (0)	29 (4)	64 (13)	82 (27)	95 (42)
株主総利回り	(%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-)	(%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価	(円)	-	-	-	-	2,934
最低株価	(円)	-	-	-	-	1,770

(注) 1. 当社の売上高のうち、「toridori base」「toridori ad」「toridori promotion」「toridori studio」のサービスに係る売上高については、インフルエンサーへの支払い報酬と相殺した純額にて表示しております。相殺前の総額(取扱高)は、第5期で2,468,543千円、第6期で3,307,659千円、第7期で5,356,030千円であります。

2. 第4期以降の各数値には、非連結子会社であった株式会社OTOZUREの吸収合併により2019年12月1日をもって引き継いだ事業（現在の「toridori studio」及び「toridori promotion」）の同日以降の経営成績等が含まれております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第3期においては潜在株式が存在しないため、第4期、第5期及び第6期においては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第7期においては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第4期、第5期、第6期及び第7期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第3期、第4期、第5期及び第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第7期の株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 第3期及び第4期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに関する各項目については記載しておりません。また、当社は第6期より連結財務諸表を作成しておりますので、第6期及び第7期のキャッシュ・フローに関する各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む）は年間の平均人員数を（ ）内に外数で記載しております。
9. 第5期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第3期及び第4期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 2022年9月9日付で、A種優先株主及びB種優先株主の取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2022年9月9日開催の臨時取締役会決議に基づき、同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式をすべて消却しております。
11. 当社は2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（ ）を算定しております。
12. 2022年12月19日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第3期、第4期、第5期、第6期及び第7期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2022年12月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
14. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第7期の期首から適用しており、第7期に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

2016年6月	株式会社アップロントを設立し、インフルエンサーに特化した成果報酬型広告（アフィリエイト）の仲介サービス（現toridori ad）を開始
2016年10月	非連結子会社として株式会社OTOZUREを設立し、YouTubeの企画や映像制作、その他各種SNSに関わる一連の業務を受託し役務提供を行う活動支援サービス（現toridori studio）と純広告型広告の仲介サービス（現toridori promotion）を開始
2017年7月	株式会社アップロントから株式会社コラボテクノロジーに社名変更
2018年4月	マイクロインフルエンサー（フォロワー数が100,000人未満のインフルエンサー）とSMB（中小事業者/個人事業主）とのマッチングプラットフォームサービス（現toridori base）を開始
2019年12月	株式会社コラボテクノロジー（存続会社）が、株式会社OTOZURE（消滅会社）を吸収合併
2020年7月	株式会社コラボテクノロジーから株式会社トリドリに社名変更
2021年7月	株式会社トリドリ（完全親会社）と株式会社G I V I N（完全子会社）の株式交換により、株式会社G I V I Nを完全子会社化、インフルエンサーのブランド運営支援サービス（現toridori made）を開始
2022年9月	海外のアパレル商品を取り扱うセレクトブランドECショップCRAMMYの運営を開始
2022年12月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションを掲げており、多様なインフルエンサー（InstagramやYouTubeなどSNS上で活動している個人）を支援しております。インフルエンサー・プラットフォームとしてインフルエンサーの価値を最大化し、企業・消費者・インフルエンサー、誰もが手軽にSNSの力を享受できる世界を実現したいと考えております。

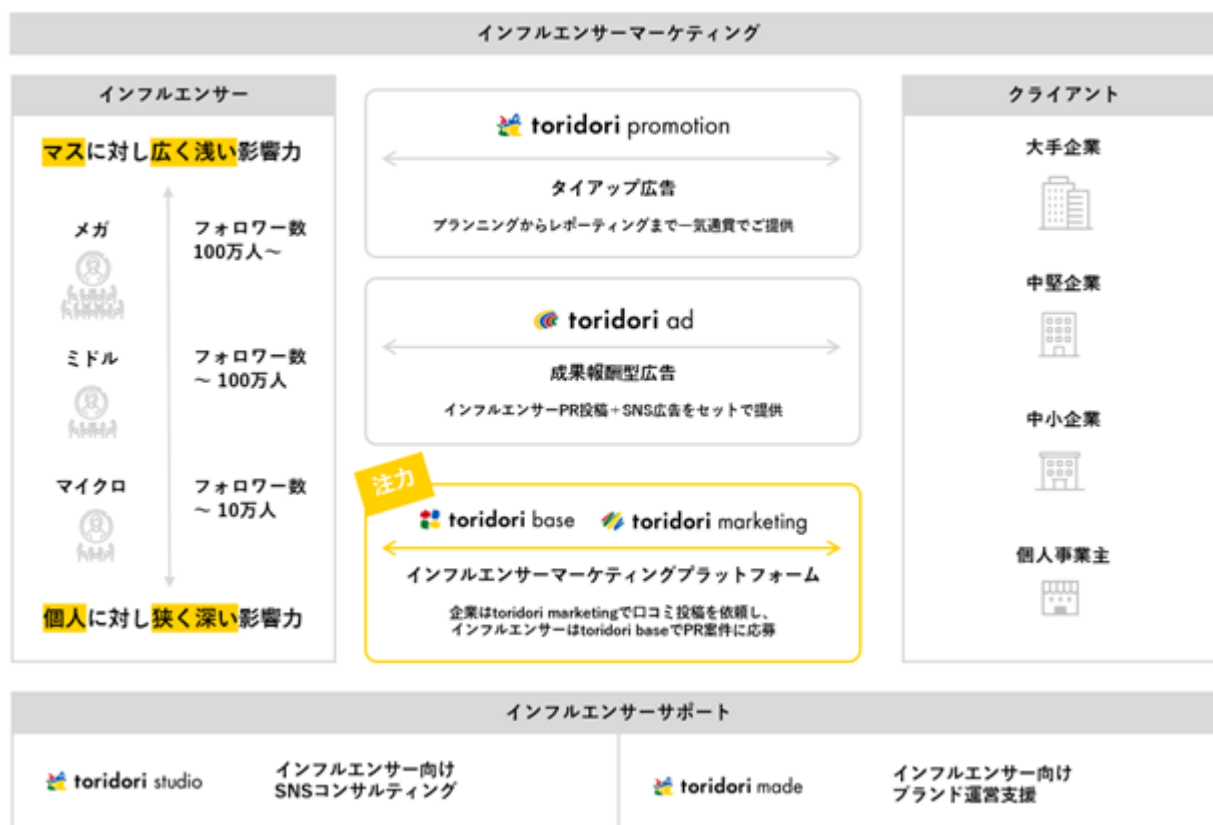
近年のSNS利用率の向上や副業や兼業の解禁・促進により、マイクロインフルエンサーを含め、インフルエンサーとして活動する人の数は年々増加しております。個人がインフルエンサーとしてコンテンツの発信者になり、そこにまたファン、視聴者等が生まれ、そのファンの中から情報を拡散する力を持ったインフルエンサーが生まれるという、新たなブームや文化を生む原動力となっております。当社グループは、社会を動かすインフルエンサーが価値を最大化できるように支援をすることで、世の中の様々な「ほしい」に応えていきます。

なお、当社グループの事業セグメントにつきましては、インフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであります。

当社グループの事業の内容

当社グループは下図の領域において、インフルエンサー支援サービスを行っております。各サービスの内容は以下の通りであります。

事業全体



（注） フォロワー数とは、インフルエンサーがSNS上でフォローされている人数のことを指します。

「toridori base」[インフルエンサーマーケティングプラットフォームサービス]

顧客企業がインフルエンサーに直接PR投稿を依頼できるマーケティングプラットフォームです。顧客企業側のアプリは「toridori marketing」、インフルエンサー側のアプリは「toridori base」として運営しております（以下、両者をまとめて「toridori base」と呼ぶ）。顧客企業がプラットフォーム上でPR投稿依頼を掲載すると、商品を紹介したい全国のインフルエンサーが自ら立候補します。

インフルエンサーは顧客企業に採用されると、PR対象となる商品やサービスを無料で体験することができ、体験後に自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSで、体験内容のレビューを投稿します。中には、PR対象となるサービスを無料で体験することに加えて、企業から投稿の報酬として金銭が支払われる案件もあります。

当社グループは、「toridori base」を通じて、マイクロインフルエンサー（フォロワー数が10万人未満のインフルエンサー）をメインとしたインフルエンサーに対してSNS活動の支援及び収益機会を提供しております。また、顧客企業側にとっても、システム上で直接インフルエンサーとPRにまつわるやりとりのすべてを完結できるため、ミドル・メガインフルエンサー（フォロワー数が10万人以上のインフルエンサー）を用いた広告

手段と比較して値段を安く抑えられ、低価格帯でのインフルエンサーのPR投稿による認知拡大や集客のためのマーケティング活動を実現することができます。

なお、「toridori base」の主な収益は、顧客に対する月額使用料やインフルエンサーの採用に応じた従量課金となっており、インフルエンサーに対してはサービスを無料で提供しております。

「toridori base」はこれまで飲食業界、美容業界、通販業界等を中心に、レジャー、観光業界までSMB事業者をメインとして幅広い業種のお客様2,680社（2022年12月末時点/各四半期において、「toridori base」の有料会員として当社からの請求対象となった顧客の数）にご活用いただいております。また、約40,000人（2022年12月末時点）の様々な年齢層から構成されたインフルエンサーに登録いただいております。これらのインフルエンサーは、都市圏を中心に幅広い地域で活動しております。

「toridori ad」[成果報酬型広告サービス]

マイクロ～ミドルを中心に幅広い層のインフルエンサーに特化した成果報酬型（アフィリエイト）広告サービスであり、顧客企業が登録インフルエンサーに直接案件を掲載・募集できるマーケティングプラットフォーム「toridori ad」を運営しております。アフィリエイトとは、顧客企業のwebサイトにおいて、何らかの成果（購買、資料請求、会員登録等）が発生した場合に、インフルエンサーに対して、その成果に応じた報酬を支払うという広告形態であります。売上発生後に費用が発生するため、導入リスクが少なく、また売上発生に紐づいて費用が発生するため明確に費用対効果を把握できることから、美容品や通販などといった顧客企業にとってメリットが大きいサービスとなっております。

「toridori ad」の掲載案件に応募して採用されたインフルエンサーは、顧客企業のPR対象となるサービスを無料で体験するとともに、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSアカウントで体験内容のレビューを投稿します。後日、その投稿に掲載されたリンク経由での成果発生件数（購入件数等）に応じた報酬が顧客から当社グループに支払われ、そこから一定の手数料を差し引いた金額をインフルエンサーに支払っております。

「toridori promotion」[タイアップ広告サービス]

インフルエンサーに特化したタイアップ広告サービスです。タイアップ広告とは、顧客企業が投稿に応じた固定報酬を支払うことで、インフルエンサーに対してPR投稿を依頼する方法であります。

当社グループは顧客企業から依頼を受けて、依頼案件の内容に適したインフルエンサーに広告案件を紹介し、キャストを行います。インフルエンサーはPR対象となるサービスを無料で体験するとともに、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSアカウントで体験内容のレビューを投稿します。成果報酬型広告と異なり、固定の広告料が支払われるタイプの広告サービスとなっており、キャストされるのはミドル・メガインフルエンサーの場合が多く、主に認知拡大やブランディングを目的とした、所謂マスメディア広告の代替として利用されております。

また、「toridori promotion」においては、依頼案件の多くがTikTokやYouTubeなどの単価が高い動画投稿となっております。当社グループはこれらのSNSで活躍する有力インフルエンサーと直接広告業務委託契約を締結することでキャスト能力を高めるとともに、特定の事務所等との契約関係を持たないインフルエンサー群とのネットワークも豊富に有しており、これらの幅広いネットワークを競争力の源泉として、アパレル商品、美容品、健康用品などをはじめとする様々なジャンルの顧客のニーズにマッチした提案をしております。

「toridori made」[ブランド運営支援]

様々なジャンルでファンを魅了する世界観を持ったインフルエンサーの、自身のブランドを立ち上げ、商品を販売したいというニーズにお応えするサービスです。当該サービスは主に、2021年7月に買収した株式会社GIVINにおいて運営しております。

当社グループはインフルエンサーからの依頼に基づき、アパレルやコスメなどの商品を中心にD2Cオリジナルブランドを立ち上げ、インフルエンサーと共同でブランドの育成・運営を行います。インフルエンサーとの商品企画、仕入、発注、販売、在庫管理、プロモーション、カスタマーサポートに至る一連のブランド運営業務を当社グループにて行っております。

また、当社グループは2022年4月より、オリジナルブランドのみならず、マイクロインフルエンサーを中心に、海外のアパレル商品を取り扱うセレクトブランドショップの運営を開始し、2022年9月にはこれを発展させる形でECショップCRAMMY（インフルエンサーが選定した商品を当社グループが買い付け、販売する）の運営も開始しております。

インフルエンサーに対しては販売実績に応じて、報酬が支払われる仕組みとなっております。

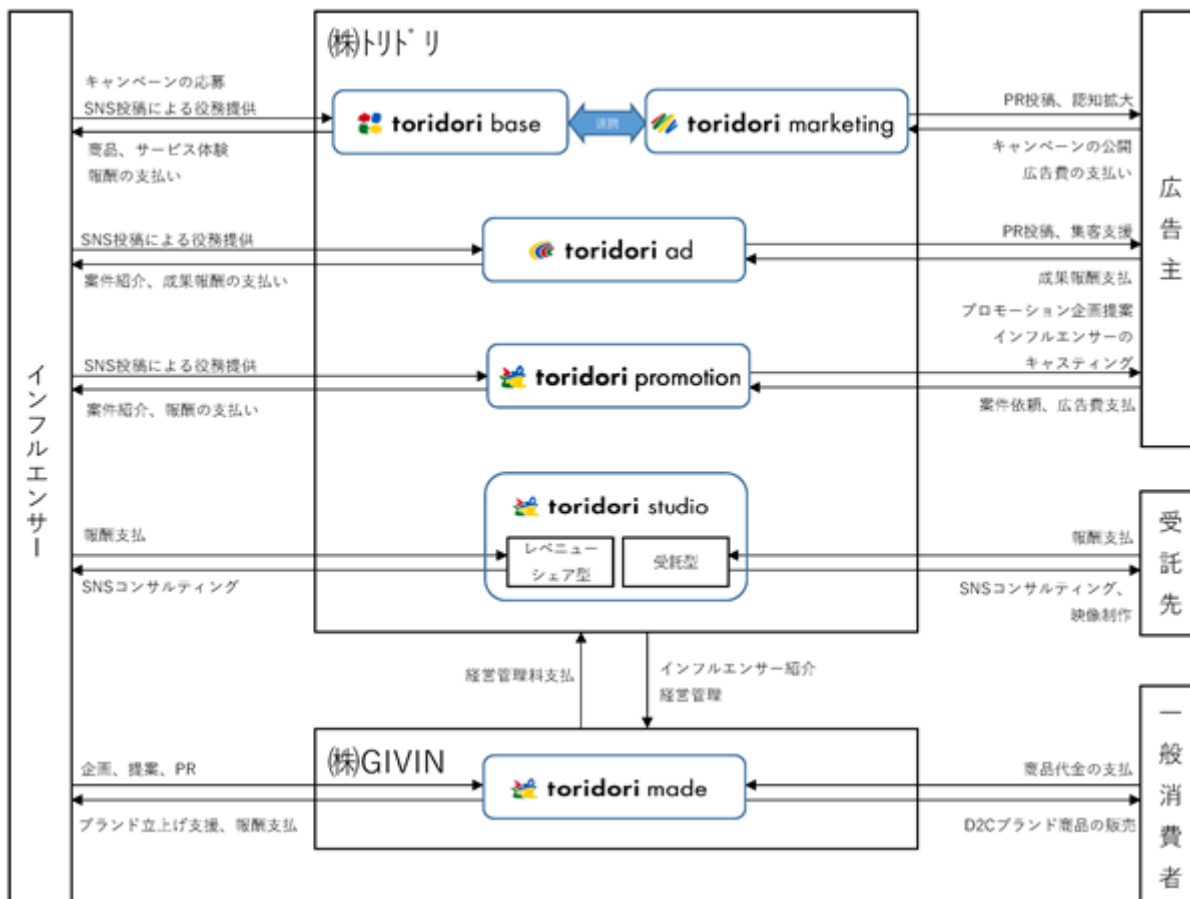
これまで、インフルエンサーはPR投稿による広告収入が主な収入源となっておりましたが、「toridori made」によるブランドの確立を通してインフルエンサー自身が培ってきた影響力を自分の好きなように活かすことができ、インフルエンサーの新たな収益機会、活躍及びキャリア形成の場を提供しております。

「toridori studio」[SNSコンサルティングサービス]

YouTubeの企画や映像制作、その他各種 SNS に関わる一連の業務を当社グループで受託し、インフルエンサーの活動を支援しております。個人のインフルエンサーの映像制作のサポートから企業の SNS 運営のサポートまで、幅広いお客様をサポートしております。収益モデルとしては、YouTubeの動画再生回数に連動してインフルエンサーが受け取るアドセンス収益の一部を当社グループが受け取るレベニューシェア型と、依頼者からYouTube動画制作の支援を受託し、報酬を受け取る受託型の二種類が存在しております。

なお、「toridori studio」で活躍するインフルエンサーに対しては、「toridori promotion」で取り扱う案件を紹介しております。2つのサービスを連携することにより提供価値の向上に努めております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社G I V I N (注) 2、3	東京都渋谷区	25,987	インフルエン ス・プラット フォーム事業	100.00	役員の兼任あり(取締役3 名、監査役1名)。 資金の貸付けあり。 経営管理

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であり、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	385,183千円
	経常損失	108,131
	当期純損失	108,311
	純資産額	307,336
	総資産額	104,634

3. 債務超過会社であり、2022年12月末時点で債務超過額は307,336千円であります。

4. 有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)
106(50)

(注) 1. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

2. 当社グループは、インフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
95(42)	27.6	1.8	4,163,184

(注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は、インフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションをかかげており、InstagramやYouTubeなどSNS上で活動されている多様なインフルエンサーを支援しております。インフルエンサーを基軸としたプラットフォームを作ることで、様々な企業がSNSをうまく活用でき、インフルエンサーがより活躍できる世界になり、現代の細分化された消費者のニーズにサービスがマッチするより良い世界を実現できると考えております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

前項の経営方針に基づき、インフルエンサーの支援を通じて世の中に提供する価値の最大化を目指します。

当社グループは、この価値提供から生み出された結果である売上総利益(企業と消費者に対する請求総額である取扱高から、インフルエンサーに対する金銭報酬の支払額と商品原価を差し引いたもの)についても重要な指標として考えております。

そして当社グループは、今後の成長可能性と社会に与えるインパクトを勘案し「toridori base」を注力サービスとしておりますので、「toridori base」の売上総利益の成長が当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に影響を与えると認識しております。また、上記「toridori base」の成長に直結する重要指標として、「toridori base」の顧客数および顧客当たりの四半期売上総利益を注視しております。

なお、各種指標の四半期ごとの推移は、以下のとおりであります。

サービス別売上総利益

	toridori base (千円)	toridori ad (千円)	toridori promotion (千円)	toridori made (千円)	toridori studio (千円)	合計 (千円)
2020年12月期第1四半期	2,721	79,149	20,081	-	31,709	133,662
2020年12月期第2四半期	4,461	100,461	21,661	-	18,689	145,273
2020年12月期第3四半期	6,934	85,363	26,963	-	20,496	139,758
2020年12月期第4四半期	10,724	61,648	38,775	-	31,100	142,248
2021年12月期第1四半期	18,330	75,701	36,662	-	37,405	168,098
2021年12月期第2四半期	33,592	85,403	42,404	-	51,250	212,650
2021年12月期第3四半期	54,924	90,727	54,934	46,648	36,286	283,522
2021年12月期第4四半期	79,284	83,026	66,981	54,765	30,293	314,350
2022年12月期第1四半期	89,647	129,417	69,062	61,877	24,222	374,226
2022年12月期第2四半期	135,316	146,504	78,535	40,760	20,719	421,835
2022年12月期第3四半期	198,377	154,326	73,548	82,485	31,416	540,154
2022年12月期第4四半期	221,913	168,873	89,049	35,639	31,966	547,442

(注1) 「toridori made」は2021年7月よりサービスを開始しております。

「toridori base」の顧客数（注1）及び顧客当たりの四半期売上総利益（注2）

	顧客数（社）	顧客当たりの四半期 売上総利益（円）
2020年12月期第1四半期	72	37,796
2020年12月期第2四半期	75	59,483
2020年12月期第3四半期	125	55,479
2020年12月期第4四半期	208	51,558
2021年12月期第1四半期	308	59,514
2021年12月期第2四半期	525	63,985
2021年12月期第3四半期	841	65,309
2021年12月期第4四半期	1,151	68,883
2022年12月期第1四半期	1,323	67,761
2022年12月期第2四半期	1,874	72,207
2022年12月期第3四半期	2,296	86,401
2022年12月期第4四半期	2,680	82,804

（注1） 各四半期において、「toridori base」の有料会員として当社からの請求対象となった顧客の数

（注2） 「toridori base」の四半期ごとの売上総利益を顧客数で除することで算出

（3）経営戦略等

当社グループはこれまで「toridori base」を強化する戦略を推進してまいりましたが、今後もこの戦略を継続いたします。「toridori base」に主として経営資源を投下しながら、既存事業である「toridori ad」、「toridori promotion」、「toridori studio」の安定成長と、「toridori made」を始めとする新規領域への挑戦を引き続き行ってまいります。

「toridori base」への積極的な投資

顧客にとっての「toridori base」の価値は、適切なインフルエンサーをキャスティングでき、SNS利用の効果を実感できることであり、インフルエンサーにとっての「toridori base」の価値は豊富な広告案件が存在することです。更なるプラットフォームとしての価値向上のためには、顧客数を増やすこと、インフルエンサーの増加・定着、顧客単価の増加が必要不可欠です。

顧客数を増やすために、新規顧客を獲得するための販路拡大（地方銀行や中小企業との関係性の深い会社との代理店契約・アライアンス強化）顧客の利用体験強化（インフルエンサーの分析、キャスティングによる効果測定機能の実装、インフルエンサーのデータ蓄積による信用力・影響力の可視化）を行います。

2022年12月期に行った機能追加によって、インフルエンサーのPR投稿を自社のSNSアカウント・Googleサービス等、インフルエンサーのアカウント以外の媒体で露出できるようになり、顧客企業がより効果を実感しやすいサービスに成長しております。このように、顧客企業の販促の悩みを解決できるインフルエンサーマーケティングプラットフォームとして進化したいと考えており、機能追加に伴って販売プランの見直しやオプションメニューの増加を行うことで顧客単価の向上を実現していきたいと考えております。

他方、インフルエンサーの増加・定着のための取り組みも行っており、豊富な案件の提供やインフルエンサー活動を活性化させるサポートについても行います。

「toridori ad」、「toridori promotion」、「toridori studio」の安定成長

当社グループは、「toridori ad」、「toridori promotion」、「toridori studio」のサービスを通じて、様々な企業の要望に応え、需要が増加しているインフルエンサーマーケティング市場全体と同様の水準で売上総利益の拡大を目指します。

新規領域への挑戦

新規領域への挑戦として、2021年7月には株式会社G I V I Nを買収する形で、ブランド運営支援サービスである「toridori made」を開始、また2022年4月には支援インフルエンサーの裾野を広げるべく、セレクトブランドECショップの運営を開始いたしました。当社グループとしては、それだけに留まらず、今後もインフルエンサーのマネタイズポイントの多岐化に伴う支援領域の拡張とプラットフォーム構築によるマイクロインフルエンサーへの支援領域の拡大を進めて参ります。

(4) 経営環境

2021年においては、日本の総広告費が前年比110.4%と成長する中で、インターネット広告費はその成長を大幅に超える前年比121.4%の2兆7,052億円（注1）となっております。

さらに、2022年においては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、ウクライナ情勢、物価高騰など国内外の様々な影響を受けて、マスコミ（新聞、テレビ等）の広告費は前年度より減少傾向に転じました。これに対して、インターネット広告費は社会のデジタル化を背景に、前年比114.3%の3兆912億円（注2）と引き続き成長を見せしており、この好調に支えられて、日本の総広告費は過去最高を15年ぶりに更新しております。

そのような環境下において、近年では消費者の認知・検索という行動においてSNSが果たす役割はますます拡大しております。2010年代までは、消費者はテレビを見て認知を行い、Googleなどの検索エンジンで検索する、という流れが主流でした。しかし近年では、Instagram、TikTokやYouTubeといったSNSで新しい情報を認知し、検索するという流れが主流になりつつあります。15-24歳に対する意識調査では、ブランドの認知を「Instagram(51.0%)」、「Twitter(48.5%)」、「動画配信サービス(45.0%)」にて行うという結果や、ブランドや商品の情報収集についても「Instagram(31.5%)」、「Twitter(29.3%)」、「動画配信サービス(29.0%)」にて行うという結果がでております（注3）。

これまでの、テレビ・検索エンジンが認知・検索に影響を与えていた時代において、企業はテレビを見る消費者に対してマス広告を行い、検索エンジンでの検索に対応するためSEO対策（Search Engine Optimization, 検索エンジンのオーガニックな検索結果において、特定のウェブサイトが上位に表示されるよう、ウェブサイトの構成などを調整すること）を行ってきました。そのため、認知領域では大手の広告代理店や芸能事務所が、検索領域ではネット広告代理店やポータルサイトが大きな影響力を持っていました。しかし、2020年代より、SNSが消費者の認知と検索の主たる媒体になりつつあり、当社グループの提供するインフルエンサーと企業をつなげるプラットフォームの認知・検索領域における影響力はますます高まっていくと考えております。

また、SNSで広告を行う場合には、広告代理店の担当者がついて、企画・インフルエンサーとの調整をすべてアナログで行っており、広告予算に余裕がある大手企業が高い手数料を代理店に支払い、メガインフルエンサーをキャストすることが一般的でした。

しかし当社グループが提供するサービスでは、企業の方が直接アプリで簡単にインフルエンサーをキャストできることで、値段を安く抑えることができ、幅広いお客様に利用していただくことができます。今までインフルエンサーマーケティングを行うことが困難だった中小企業及び個人事業主の方々に新しい手段を提供することで、当社グループ自身がインフルエンサーマーケティングの市場そのものを広げていきたいと考えております。そうした中、当社の注力サービスである「toridori base」は通販事業者・店舗事業者など事業形態を問わず、また、事業者の規模の大小を問わずご利用いただくことができるため、グルメ・ビューティー・トラベルジャンルを中心とした多種多様な事業者にご利用いただいております。当該事業者の広告費の規模は広大であると考えており、また、日本国内にインフルエンサーの数も豊富に存在しているため、上記市場規模を支えられるほどのSNSの利用環境へと変化してきております。Web上での集客、代理店活用、展示会への出店など様々な顧客獲得施策を取ることと上述の様々な事業者に対してアプローチしております。

（注1） 株式会社電通「2021年 日本の広告費」

（注2） 株式会社電通「2022年 日本の広告費」

（注3） SHIBUYA109 lab.調べ 株式会社SHIBUYA109エンタテイメント 「Z世代のSNSによる消費行動に関する意識調査」

このような環境の中で、当社グループは市場全体の拡大とともに、「第1 企業の概況 3 事業の内容 当社グループの事業の内容」に記載のとおり、注力サービスである「toridori base」への積極的な投資と、インフルエンサーに対する支援領域の拡大及び支援する対象インフルエンサーの裾野の拡大を経営戦略の柱としております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の主な課題は以下のとおりであります。

売上の拡大並びに利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社グループは、各サービスにおいて機能性・利便性の向上及び市場シェアの獲得が重要と考えており、特に主力サービスの「toridori base」において、システム開発人員やサービスの拡販に係る人件費及び顧客獲得にかかるマーケティング活動の広告宣伝費などを継続的に投下しており、当該事業単体では未だ黒字化に至っておりません。前述「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営戦略等「toridori base」への積極的な投資」にも記載の通り、当サービスにおいては継続的な新規顧客の獲得と継続的な既存顧客の利用、更にはサービスの付加価値向上に伴う顧客単価の向上といった施策が成長戦略上重要であり、上記を実現する為のコストは今後も継続的に必要不可欠なものであると考えております。

また、2021年7月より新たに参入したブランド運営支援サービスである「toridori made」においては、各ブランドの採算改善や在庫管理体制の改善等の施策に取り組んでおりますが、当該事業としては未だ黒字化には至っておりません。

上記の背景により、当社グループは過年度の業績に関して継続的に赤字を計上しており、2020年12月期、2021年12月期及び2022年12月期において、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスの状況となっております。ただし、キャッシュ・フローは、マイナスの状況ではありますが、潤沢なキャッシュポジションと自己資本比率を鑑み、現時点において財務上の課題を認識しておりません。

今後財務上の課題の発生が想定される場面及び発生確度につきましては、「2 事業等のリスク (2) 当社グループのビジネスモデルに関するリスクについて 継続的な投資と赤字計上について」をご参照下さい。

資金繰りが悪化した場合の対策につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 資本の財源及び資金の流動性についての分析」をご参照下さい。

当社グループは、費用対効果を見ながら、今後も継続的に必要な投資を実施する方針であります。中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に当たっては、各事業においてこれらの必要コストを上回る売上高の成長が重要であり、今後とも各事業における成長戦略を進めてまいります。

人材採用、育成による生産性向上

当社グループの更なる発展を目指すため、事業成長にあった組織及び人事評価体制の確立、優秀な人材の確保、また確保した人員の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。企業理念の社内浸透やリモートワーク環境の整備及びオンライン研修制度の整備を強化し人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性向上に努めてまいります。

広告審査体制の整備

当社グループが受ける広告案件は、広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に違反しないよう、厳格な広告審査基準を顧問弁護士と連携して制定したうえで、管理部門による審査を実施し、不適切な広告案件を排除するよう努めております。

また、広告マッチングの各サービス「toridori base」、「toridori ad」、「toridori promotion」におけるインフルエンサーの投稿は、顧客企業の商品の体験等をインフルエンサーが各種SNSにおいて投稿、拡散するものでありますが、広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に則った厳格な広告審査基準を顧問弁護士と連携して制定し、管理部による審査を実施しており、「toridori ad」に関しては、外部機関による二重の審査も実施しております。さらに、一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会(JIAA)の会員として定期的な広告審査に関する情報の共有を受けるとともに、必要に応じて顧問弁護士等へ相談する体制を整えております。広告審査の結果、審査基準に抵触するインフルエンサーの投稿については、修正を依頼している他、インフルエンサーが適切な投稿を行うよう随時注意喚起を実施し、その法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、広告審査体制の整備、対応を行ってまいります。

開発体制の構築

インターネット市場の技術革新のスピードは非常に早く、またソーシャルメディアマーケティング市場において、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社グループでは、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、顧客やインフルエンサーの利便性をより高めるための既存サービスの機能改善や、新規広告商品やサービスの開発、投資を行っております。当該開発に際しては、システム開発の必要性や優秀な人材の拡充が必要となるため、迅速な開発が行える体制整備や優秀な人材の確保を行ってまいります。

当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及び顧客企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えています。今後も費用対効果に注意を払いながらもプロモーション活動を強化してまいります。

ブランド開発領域の確立

2021年12月期より本格開始した「toridori made」において、流行に敏感な購入消費者の消費トレンドを的確に理解したうえで、安定して企画、提案していく必要があります。そのために、インフルエンサーと購入消費者とのコミュニケーションを一層深めていくとともに、購入消費者およびインフルエンサー双方のニーズにマッチした商品を開発できるようマーケティング体制の強化に努めてまいります。

情報管理体制の強化

当社グループはインフルエンサーおよび「toridori made」における購入消費者含め個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護管理規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備と共に、外部業者による脆弱性の確認等を継続的に実施し、情報管理体制の強化・整備を行ってまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループといたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、インターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当該記載事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

当社では、事業上のリスクについて、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照下さい。

(1) 事業環境に関するリスクについて

業界動向について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：大）

株式会社電通の「2022年 日本の広告費」によれば、2022年の日本の総広告費は過去最高を15年ぶりに更新しており、その中でインターネット広告市場は前年比114.3%の3兆912億円と市場全体の成長を支える存在となりました。

今後も同市場は堅調に推移すると予想しておりますが、市場成長が阻害されるような状況が生じた場合、また、インターネット広告市場を含む広告業界においては、景気変動により顧客の広告支出が増減する傾向があるため、国内マクロ経済の動向及び国内主要産業部門における事業環境が変化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

サービスの陳腐化について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

インターネット広告市場は、日々新たな技術革新やサービスの提供が行われる市場であり、競合他社より有益な価値を顧客企業に対し提供する必要があります。当社グループでは、顧客企業のニーズに対応するために常に新たな技術の導入やサービス機能の強化及び拡充、技術者の確保に努めております。しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化する顧客企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループの営む事業は、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、著作権法等の規制を受けております。当社グループとしては、法令やインターネット広告業界における自主規制、各種ガイドライン等の遵守を徹底した事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、インフルエンサーの投稿に関しては、法令違反等の不適切な投稿を未然に防止するための広告審査体制や、悪質なインフルエンサーを排除するチェック体制を構築しておりますが、インフルエンサーの投稿が広告関連法令等に違反する場合や、第三者の著作権、肖像権等を侵害する場合、不適切な投稿による炎上が発生した場合や投稿がステルスマーケティング（ ）と見做された場合には、当社グループのブランドイメージが悪化する等、社会的信用や評判に波及し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

主要SNSのユーザー利用動向やプラットフォームの規制変更等について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社グループの事業は、TikTok、Instagram、Facebook、Twitter等の主要SNSプラットフォーム上でのマーケティング手法を中心としております。利用者が増加傾向にあるSNSプラットフォームは広告媒体としての訴求力が高まることから、各SNSプラットフォームのユーザーの利用動向は重要な指標となるため、当社グループではこれらの動向に関する情報収集を行っておりますが、既存のSNSにおけるユーザーの利用動向の変化や、新たなSNSの流行に対して、当社グループの適切なインフルエンサーのネットワーク構築等の対応が遅れた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、広告関連の規約・規制等の変更により、従来可能であった広告手法や表現等を用いることが出来なくなる可能性があり、当社グループのマーケティング手法や体制の変更等の対応が遅れた場合や、SNSのセキュリティ面の不備により当該プラット

フォームの信頼性に疑義が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社グループのサービスを提供しているSNSサービスが、利用者数の減少などにより、マーケティング媒体としての価値を低下させた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合他社の動向について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：小）

現在、国内でインフルエンサーマーケティング関連事業を展開する競合企業は複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い新規参入が相次ぐことも考えられます。当社グループは積極的な営業活動やインフルエンサーサポートサービスの充実に取り組んでおり、市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。

今後もインフルエンサーに寄り添ったサービスをより充実させていくと同時に、サポート向上に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

自然災害・パンデミック等に係るリスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中）

地震や台風等の自然災害、テロ攻撃、新型コロナウイルスをはじめウイルス・伝染病等の集団感染（パンデミック）といった事象が発生した場合、当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラは、一定の地域に集中しているため、同所で自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があります。ただし、当社グループはシステムの冗長化、クラウドサーバーを用いたサービスの構築やリモートワーク可能な体制強化等を通じて、リスクの低減に努めております。また、自然災害等の発生によりインフルエンサーの投稿が自粛されるような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、およそ事業活動を行うすべての企業に影響が生じており、当社グループに関しても例外ではございません。当社グループに悪影響を与える具体的な内容としては、コロナ禍において実店舗を運営している企業および個人事業主からの広告出稿の減少のリスクがあります。一方で、コロナ禍によるSNSの閲覧時間の増加、在宅で過ごすことによる通販のニーズ増加等、当社グループの提供サービスにとっての好影響も見られ、これらの需要を適切に取り込むことで、当社グループのサービス全体は順調に推移しております。しかしながら、今後感染症の流行拡大や対策の長期化により、上述の好影響を相殺するほど実店舗の稼働状況や個人消費の動向に及ぼす悪影響が増大した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 当社グループのビジネスモデルに関するリスクについて

継続的な投資と赤字計上について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社グループは、前述「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 売上の拡大並びに利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出」に記載の通り、主力サービスの「toridori base」における継続的な投資活動、2021年7月より新たに参入したD2Cブランド運営支援サービスである「toridori made」における事業基盤確立の活動、並びに全社的な組織体制強化の管理コスト増加等の要因により、過年度の業績に関して継続的に赤字を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスの状況となっております。

当社グループは、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指して各事業における成長戦略を進めていく方針ですが、事業環境の急激な変化等により、これらの継続的な投資が当社グループの想定する成果に繋がらなかった場合や、新規参入事業において当社グループが想定する収益化に遅れが生じる場合等においては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

「toridori base」事業の成長戦略について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：大）

当社グループの重点注力サービス「toridori base」については、基本的には月額課金型の収益モデルであります。サービスの特性上、一定の目的を達成した顧客においてサービスを一時的に中断或いは終了するケースが存在することを考慮したうえで、継続的な新規顧客獲得が事業の継続と持続的な成長において特に重要であると考えております。これを促進する為に、新規獲得販路の拡大、更には顧客の利用月数増加やインフルエンサーのクオリティ強化などに資するマーケティング施策にも注力しております。また、販売プランの見直しやオプションメニューのラインナップを増やすことで顧客単価の向上も同時に実現できるように努めております。

しかしながら、顧客やインフルエンサーの需要に応じたサービスを十分に提供できない場合や、当社グループのマーケティング戦略が十分な効果を得られない場合においては、当社グループが想定している赤字の解消時期が遅れる等、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

ブランド開発領域に係るリスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社グループは、2021年12月期よりブランド運営支援サービスの展開を本格的に開始しております。当該領域において、関係する法令や仕入先との契約内容を遵守し、必要な商品管理体制も構築しておりますが、商品に瑕疵等があり当該商品の安全性等に問題が生じた場合には、信頼の喪失や損害賠償責任等の発生等により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、ブランド運営支援サービスにおける商品取扱高の増加に応じて、倉庫・スタッフ等の拡充を行っておりますが、これらを適時に行えなかった場合や物流拠点を設置している地域において、地震、台風等の自然災害が発生したことにより物流拠点が被害を受けた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

加えて、ブランド運営支援サービスにおいては、一部自らの仕入を行い自社在庫として保有したうえで販売を行う形態をとっております。現時点では、当該サービスにおいて特定の有力ブランドが売上的一定以上の割合を占める状況であり、予期せぬ事態によりかかるブランドの運営や販売活動が休止となった場合には、上記同様に当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

以上のリスク要因に対し、当社グループでは在庫リスクを抑える販売モデルへの転換やコスト構造の見直し、ブランド数の拡大による特定ブランドへの依存度の低下を積極的に進めておりますが、上記の改善施策が当社グループの想定通りに進捗せず、各ブランドの採算改善が遅延する等の事象が発生した場合には、当社グループが想定している赤字の解消時期が遅れる等、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

インフルエンサーとの関係について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社グループの事業は、顧客のマーケティングに対して有益なサービスを提供しており、その多様なニーズに応えるため、数多くのインフルエンサーの確保が必要となります。その為、インフルエンサーに対し、顧客の広告案件の継続的なご紹介やSNSへの投稿に関する法令・ガイドラインの遵守等の有用な情報を提供することにより、広範なネットワークを構築しております。しかしながら、様々な要因の変化によりインフルエンサーとの信頼関係が低下した場合や、顧客企業のニーズに合ったインフルエンサーを十分に確保できない場合、インフルエンサーが広告審査基準等を遵守しない又は当社グループの広告案件以外において炎上する等の当社グループの管理することができない事態が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新規事業開発について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループの今後の事業展開としまして、事業規模の拡大と高収益化を目指して、既存事業に留まらず新規事業開発に積極的に取り組んでいく方針であります。とりわけ新規事業の立ち上げについては、既存事業よりもリスクが高いことを認識しております。入念な市場分析や事業計画構築にも関わらず、予測とは異なる状況が発生し、計画どおりに進まない場合は、投資資金を回収できず当社グループの業績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

知的財産権の侵害（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社グループのインフルエンサーが制作する動画などについて、第三者から意図せずに著作権、商標権その他の権利（以下「知的財産権」といいます。）を侵害される可能性や第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。知的財産権の第三者からの侵害に対しては、管理部及び関係部署がインフルエンサーと連携して対応しておりますが、インターネット上での権利侵害に対しては、法規制の未整備その他の問題から、知的財産権の保護を迅速かつ十分に受けることができない場合もあり、当社グループの事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

また、インフルエンサーによる意図せぬ知的財産権の侵害については、管理部及び関係部署がインフルエンサーと連携して、コンプライアンス研修の実施などの予防対策を講じておりますが、法解釈の相違等により、侵害が意図せず生じてしまう等の事象が万一発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を受ける可能性があります。

ブランド運営支援サービスにおいては、各ブランドの販売動向や成長動向等を踏まえつつ必要に応じて商標権を取得し、その知的財産権を保護する管理体制としておりますが、契約条件の解釈の齟齬等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を侵害するような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

コンピューターシステムの瑕疵、実施済みのセキュリティ対策の危殆化、マルウェア・コンピューターウイルス、コンピューターネットワークへの不正侵入、役職員の過誤、自然災害、アクセス増加等の一時的な過負荷等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん、システムダウン等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用低下等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。管理部及び開発部において、これらのリスクに対するセキュリティ強化に取り組んでおります。

個人情報の管理に係るリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループは、個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理しております。しかし、情報セキュリティに係るリスク等により個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の低下等の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 事業の運営体制に関するリスクについて

特定経営者への依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社創業メンバーであり代表取締役社長である中山貴之は、当社の大株主であるとともに、当社グループの経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。その為同氏が、何らかの理由によって退任し、後任者の採用が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、当社代表取締役社長中山貴之から当社金融機関借入に対する債務保証を受けております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (関連当事者情報)」に記載しております。この債務被保証について保証料の支払いを行っておらず、また、金融機関との継続交渉により当該債務被保証を解消していく方針であります。

人材の獲得及び育成（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループは、今後の事業拡大に応じて必要な人材の継続的な確保と育成が重要であると考えています。その為にも積極的な採用と早期戦力化のための育成制度の構築に努めていく方針であります。必要な人材の確保及び育成が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟発生リスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループでは、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、インフルエンサーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

内部管理体制の構築について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：小）

当社グループは、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら現段階においては成長過程であると認識しており、今後の事業発展及び経営基盤強化を鑑み、内部留保の充実を優先するため、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

社歴が浅いことについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループは2016年6月に設立された社歴の浅い会社であるため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。当社グループは今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態

当社の広告マッチング型サービスの大部分は、取扱高からインフルエンサーに対する報酬を差し引いた金額（純額）を売上高として計上しております。当社の売掛金は取扱高に対応して発生するものであり、買掛金はインフルエンサーに対する報酬によるものであるため、売掛金残高は売上高に対して高い水準、買掛金残高は売上原価に対して高い水準となっております。

なお、当社グループはインフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末より1,046,539千円増加し、2,238,601千円となりました。これは主に、株式の発行による増加と営業キャッシュ・フローのマイナスによる減少の結果、現金及び預金が965,657千円増加したことによるものであります。

また、取扱高に対応して発生する売掛金が315,793千円増加した一方で、のれんの償却及び減損損失の計上により、のれんが213,834千円減少しております。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末より17,503千円増加し、1,182,285千円となりました。これは主に、買掛金が79,344千円、未払金が59,355千円それぞれ増加した一方で、借入金が164,283千円（うち長期借入金が135,663千円、1年内返済予定の長期借入金が28,620千円）減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末より1,029,036千円増加し、1,056,315千円となりました。これは主に、資本金が797,130千円、資本剰余金が797,130千円それぞれ増加した一方で、利益剰余金が565,223千円減少したことによるものであります。

経営成績

2022年においては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、ウクライナ情勢、物価高騰など国内外の様々な影響を受けて、マスコミ（新聞、テレビ等）の広告費は前年度より減少傾向に転じました。これに対して、インターネット広告費は社会のデジタル化を背景に、前年比114.3%の3兆912億円（注2）と引き続き成長を見せており、この好調に支えられて、日本の総広告費は過去最高を15年ぶりに更新しております。

このような事業環境の下、インフルエンサーと顧客をつなげるプラットフォームサービス「toridori base」を通じて、マイクロインフルエンサーへの支援に積極的に取り組んで参りました。その結果、当連結会計年度の取扱高は5,741,214千円、売上高は2,054,814千円、営業損失は370,842千円、経常損失は393,476千円及び親会社株主に帰属する当期純損失は565,223千円となりました。

なお、当社グループはインフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末より965,657千円増加し、1,181,798千円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により支出した資金は、前連結会計年度より33,446千円増加し、454,045千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失の計上571,671千円に加え、のれんの減損損失の計上178,195千円、売上債権の増加額315,793千円、仕入債務の増加額79,344千円及び未払金の増加額59,355千円があったためであります。売上債権、未払金及び仕入債務の増加は事業拡大に伴うものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により支出した資金は、前連結会計年度より106,161千円減少し、10,273千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出11,722千円があったためでありま

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、前連結会計年度より1,333,418千円増加し、1,429,977千円となりました。これは、株式の発行による収入1,594,260千円があったためであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの事業の内、「toridori made」においてはアパレルやコスメ等の品目を主に外注を活用して生産しておりますが、当社グループ全体の売上高に占める重要性は軽微であり、また生産から売上計上までの所要日数も短いため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループの事業の内、「toridori made」においては一部のブランドで受注生産方式を採用しておりますが、当社グループ全体の売上高に占める重要性は軽微であり、また受注から売上計上までの所要日数も短いため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは、インフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービス区分の名称	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
インフルエンサー・プラットフォーム事業		
「toridori base」	645,254	346.6
「toridori ad」	599,121	178.9
「toridori promotion」	310,195	154.3
「toridori studio」	115,059	72.6
「toridori made」	385,183	216.9
合計	2,054,814	194.2

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

連結財務諸表の作成において適用する会計基準等につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)、(重要な会計上の見積り)および「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」の(重要な会計方針)、(重要な会計上の見積り)に記載のとおりです。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度の取扱高は5,741,214千円となり、売上高は2,054,814千円となり、これは各事業の拡大によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は171,155千円となりました。これは主に「toridori made」の商品原価であります。

この結果、売上総利益は1,883,658千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,254,501千円となりました。これは主に人件費・業務委託費や広告宣伝費・販売促進費によるものであります。その結果、営業損失は370,842千円となりました。

(営業外損益、経常損益)

当連結会計年度の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は、22,634千円の損失となりました。これは主に支払利息によるものであります。その結果、経常損失は393,476千円となりました。

(特別損益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度の特別損失は178,195千円となりました。これはのれんの減損によるものです。

法人税等合計としては、6,447千円を計上しております。その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は565,223千円となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要としては、事業の拡大に伴う人件費、外注費、クライアント獲得や認知度向上のための広告宣伝費に加え、必要に応じてM&A等の投資を実施する方針であります。当社グループは、財政状態等や資金使途を勘案しながら、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等は、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行う予定であります。

最低資金残高につきましては、概ね取扱高の1か月程度を想定しており、現時点において、手元流動性は高く、最低資金残高を上回るキャッシュポジションで推移しております。その為、当社といたしましては、現時点において、流動性リスクを管理するための指標を、設定しておりません。

また、資金繰りが悪化する場合に備え、流動性資産を十分に保有するとともに、資金の流入の動向を踏まえて資産・負債両面から適切な資金繰りを行っております。なお、当座貸越及びコミットメントライン契約につきましては、締結しておりません。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりサービス別売上総利益、「toridori base」の顧客数及び顧客当たりの四半期売上総利益を重要な経営指標と位置づけ各経営課題に取り組んでおります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は11,722千円であり、その主なものはPCの購入であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループは、インフルエンズ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社設備等	26,812	9,339	36,151	95(42)

(注) 1. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は66,904千円であります。

2. 当社グループは、インフルエンズ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,250,000
計	11,250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,096,400	3,096,400	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,096,400	3,096,400	-	-

(注) 1. 当社株式は2022年12月19日付で、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 2022年12月16日を払込期日とする有償一般募集増資(ブックビルディング方式)による公募増資により、発行済株式総数は283,000株増加し、3,096,400株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度に準じた制度として、第1回新株予約権を発行しております。

当社の創業者である中山貴之は、当社の現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与することで、当社全体の価値向上に寄与することを目的として、2019年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月24日付で渡邊義隆氏を受託者として、「時価発行新株予約権信託^①」（以下、「原信託」という。）を設定しました。原信託に基づき、当社は受託者に資金を信託し、当社は2019年12月24日渡邊義隆氏に対して第1回新株予約権を発行しました。

原信託では、インセンティブ付与の対象は当社の役職員に限られておりましたが、今後更なる発展を目指す上で、当社の役職員に留まらず、グループ会社や提携先企業等、社外で当社の発展に貢献している者（以下「社外協力者」という。）に対しても、その寄与に応じたインセンティブ付与を行う必要が生じていたため、中山貴之は、2021年11月26日付でコタエル信託株式会社を受託者として、当社の役職員に加え、社外協力者もインセンティブ付与の対象とする「時価発行新株予約権信託^②」（以下「本信託」という。）の設定を行い、第1回新株予約権を本信託に移管しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員及び社外協力者に対して、その貢献に応じて、2022年6月末を始めとする毎年6月末及び12月末（以下「受益者指定日」という。）に第1回新株予約権15,161個を段階的に配分するものであり、従来の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、現在の役職員及び社外協力者に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ配分の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員及び将来発展に貢献した社外協力者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。交付先及び交付数の決定については、公平性及び妥当性確保のため、委託者を除く当社の取締役、監査役及び執行役員で構成される評価委員会にて全会一致により決定するものとし、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとしております。また、交付数の決定においては、交付ガイドラインに定める職種及び役職に応じたテーブルに従うとともに、特に重要な役割・影響力を認めた場合は、個別に設定を行うものとしております。第1回新株予約権の分配を受けたものは、当該新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託®
委託者	中山貴之
受託者	コタエル信託株式会社
受益者適格要件	受益者指定日に当社により受益者として指定された者が受益者となります。但し、ロックアップ期間中は当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役若しくは従業員並びに顧問・業務委託先等の社外協力者（但し、委託者及びその親族を除く。以下「当社役職員等」という。）を受益者として指定できません。当社は、委託者による信託の趣旨に従って、第1回新株予約権を、著しい実績によって高い貢献期待度を示す者に対してその期待度に応じて行う交付、KPIの達成度により従業員の貢献期待度の評価を行い、その期待度に応じて行う交付により分配する予定です。
信託契約日（信託期間開始日）	2021年11月26日
信託財産たる新株予約権の種類と数	第1回新株予約権 15,161個
信託期間満了日	受益者の確定により信託期間満了日を迎え、本信託は終了します。
信託の目的	本信託は、当社役職員等のうち、当社に対して将来的に貢献が期待される者に対して、第1回新株予約権を交付することを目的としております。

決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社新株予約権の受託者 1
新株予約権の数（個）	15,161
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 303,220 (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	430 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年12月24日 至 2029年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 439 資本組入額 220 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年2月28日）において、記載すべき内容が当該事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1．本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、20株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 430円（ただし、上記注 3 において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第 3 項・同第200条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 430円（ただし、上記注 3 おいて定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、430円（ただし、上記注 3 において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が430円（ただし、上記注 3 において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記注2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記注2に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記注4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会決議での承認））がなされた場合は、当社は、当社代表取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記注4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年12月1日 (注)1	普通株式 5,050	普通株式 101,050	-	9,600	-	-
2020年7月31日 (注)2	A種優先株式 14,286	普通株式 101,050 A種優先株式 14,286	250,005	259,605	250,005	250,005
2020年12月10日 (注)3	-	普通株式 101,050 A種優先株式 14,286	159,605	100,000	-	250,005
2021年7月1日 (注)4	普通株式 3,839	普通株式 104,889 A種優先株式 14,286	-	100,000	149,782	399,787
2022年2月10日 (注)5	B種優先株式 21,495	普通株式 104,889 A種優先株式 14,286 B種優先株式 21,495	601,860	701,860	601,860	1,001,647
2022年9月9日 (注)6	普通株式 35,781	普通株式 140,670 A種優先株式 14,286 B種優先株式 21,495	-	701,860	-	1,001,647
2022年9月9日 (注)7	A種優先株式 14,286 B種優先株式 21,495	普通株式 140,670	-	701,860	-	1,001,647
2022年10月11日 (注)8	普通株式 2,672,730	普通株式 2,813,400	-	701,860	-	1,001,647
2022年12月16日 (注)9	普通株式 283,000	普通株式 3,096,400	195,270	897,130	195,270	1,196,917

- (注)1. 2019年11月25日開催の当社臨時株主総会において、当社非連結子会社であった株式会社OTOZUREを、2019年12月1日を効力発生日として、吸収合併することを決議し、当社と株式会社OTOZUREとの間で吸収合併契約書を締結しました。本合併において、株式会社OTOZUREの株式と当社株式との株式交換(交換比率50.5:1)を実施し、株式会社Donutsが保有する株式会社OTOZUREの株式に対して当社普通株式を5,050株新規発行したものであります。
2. 有償第三者割当 14,286株
発行価格 35,000円
資本組入額 17,500円
割当先 日本郵政キャピタル株式会社、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、株式会社セレス、名古屋テレビ・ベンチャーズ合同会社、イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合、イノベーション・エンジンPOC投資事業有限責任組合
3. 2020年10月28日の当社臨時株主総会決議に基づき、機動的な資本政策を可能とするために資本金を減少させ、利益剰余金への振り替えを行っております。なお、資本金の減資割合は61.48%であります。
4. 株式会社GIVINの完全子会社化に伴う新株発行による増加であります。

5. 有償第三者割当 21,495株
発行価格 56,000円
資本組入額 28,000円
割当先 Global Catalyst Partners Japan 2号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、株式会社セレス、IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合、X T e c h 2号投資事業有限責任組合、スリーエスカピタル1号有限責任事業組合、HIRAC FUND 1号投資事業有限責任組合、ファーストアドバイザーズ投資組合 6号
6. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月9日付でA種優先株式、B種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
7. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式のすべてについて、会社法第178条の規定に基づき、2022年9月9日開催の臨時取締役会決議により、同日付で消却しております。
8. 2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。
9. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 1,500円
引受価額 1,380円
資本組入額 690円
払込金総額 390,540千円

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	18	23	10	5	671	731	-
所有株式数（単元）	-	867	743	3,196	769	10	25,365	30,950	1,400
所有株式数の割合（%）	-	2.80	2.40	10.32	2.48	0.03	81.95	100	-

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
中山 貴之	東京都新宿区	1,036,080	33.46
Global Catalyst Partners Japan 2 号投資事業有限責任組合	東京都港区南青山一丁目1 - 1	180,000	5.81
国本 貴志	東京都港区	174,600	5.63
三菱UFJキャピタル7号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3番4号	128,560	4.15
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	114,280	3.69
株式会社セレス	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	108,680	3.50
三宮 翔太	千葉県市川市	96,000	3.10
樹神 秀和	東京都墨田区	87,200	2.81
GOLDMAN SACHS IN TERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サック ス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10 - 1)	69,700	2.25
イーストベンチャーズ3号投資事業 有限責任組合	東京都港区六本木4丁目2 - 45	69,120	2.23
計	-	2,064,220	66.66

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,095,000	30,950	「1(1) 発行済株式」 の記載を参照
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	3,096,400	-	-
総株主の議決権	-	30,950	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式14,286 B種優先株式21,495	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 2022年9月9日付で、A種優先株主及びB種優先株主の取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式をすべて消却しております。

2. 当社は2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の数は分割前の数であります。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 14,286 B種優先株式 21,495	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 1. 2022年9月9日開催の臨時取締役会決議により、同日付でA種優先株式及びB種優先株式をすべて消却しております。

2. 当社は2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の数は分割前の数であります。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は成長過程にあり、事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体質の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。また、当事業年度においても同様の方針としております。将来的には内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて実施の判断を検討していきたいと考えております。

内部留保資金が生じた場合につきましては、更なる事業の拡大に向けた事業投資等の原資として有効に活用していく予定であります。

なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会となっております。また、当社は毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ発展的なサービスの提供を行うとともに、株主などのステークホルダーの期待に応えるため企業価値の向上を図ること、法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的な情報開示を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。また、会社法に規定する機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行について自ら意思決定し、法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う体制としております。

この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

議長：代表取締役社長 中山貴之

構成員：取締役 金子健人、取締役 森田一樹、取締役 井上智裕、社外取締役 高安聡、社外取締役 長谷部潤

2) 監査役会

当社は、監査役制度を採用し、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。原則として、毎月の定時監査役会を開催しております。また、監査役は、取締役会及びその他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役等からの職務遂行状況の聴取、重要書類の閲覧等の監査手続を通じて、経営への監視機能を果たしております。なお、監査役監査及び内部監査各々の実効性をあげるべく、内部監査人並びに会計監査人との意見・情報の交換・聴取等を行っており、緊密な連携を行っております。

議長：常勤監査役 樽見伸二

構成員：非常勤監査役 藤岡大祐、非常勤監査役 青野瑞穂

3) 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、代表取締役社長より指名された内部監査の人員2名が被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。なお、当該人員2名は経営企画室の兼任者及び管理部との兼任者により構成されており、当該部門に対する監査においては、自己監査を防止すべく、当該部門に所属していない人員による監査を実施しております。監査に際しては、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、グループの全部門を対象に実施しております。

4) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また、会社監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会、内部監査人と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

5) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

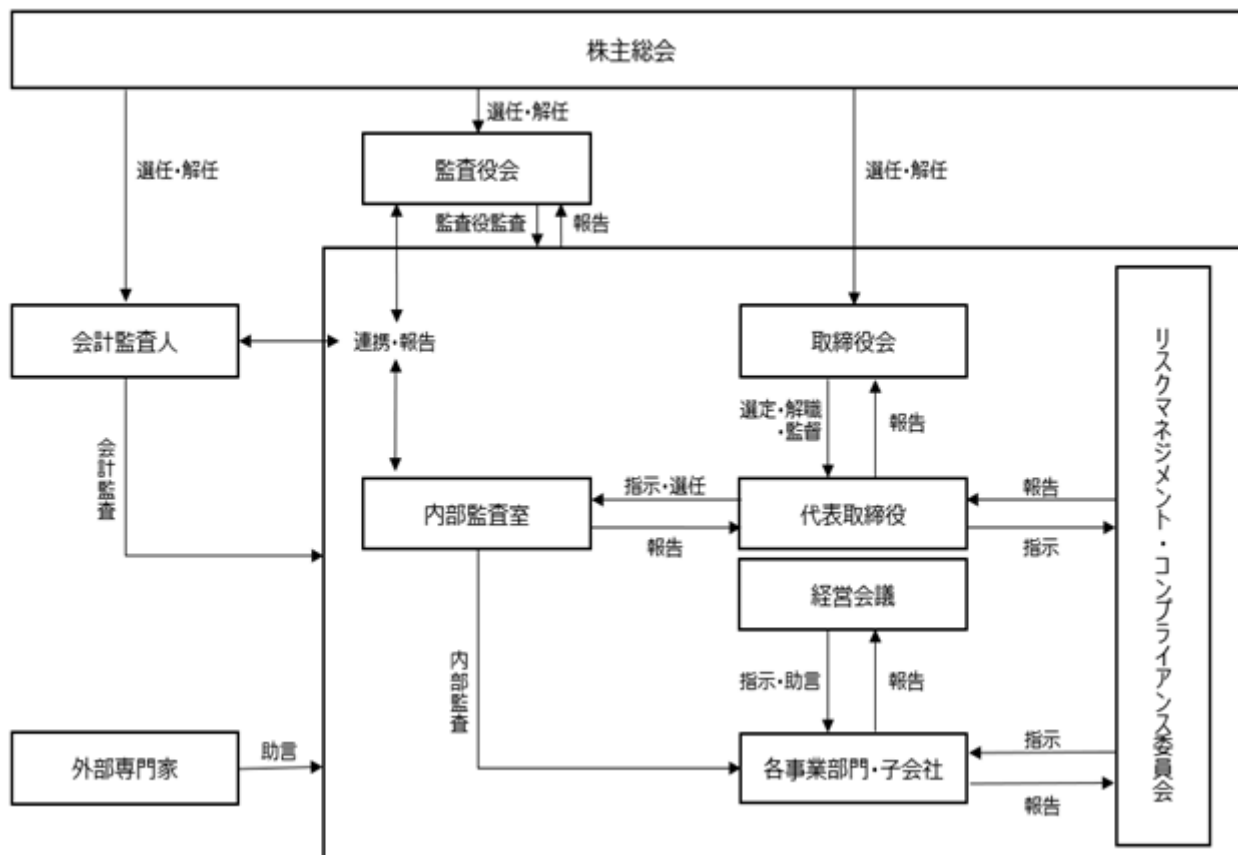
当社では、事業上のリスクについて、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、取締役会の直属機関として、取締役、監査役、事業部長及び管理部長から構成され、原則として四半期に1回の開催に加え、必要に応じて随時開催しております。

6) 経営会議

経営会議は代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役および部長（室長を含む）により構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議および調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討いたします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムに整備に関する基本方針を定め、総括管理責任者を管理部長とし、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしており、現時点で不足事項等はないと認識しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社並びに関係会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、「コンプライアンス・プログラム規程」を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。
2. 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。
3. コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とする「内部通報制度運用規程」を制定し、その規程に基づき運用します。
4. 内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき定期的な内部監査の実施を行います。
5. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1. 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
 2. 「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。
 3. 個人情報につきましては「個人情報保護管理規程」に基づき、厳重に管理しております。
- c. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- 当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。
- なお、不測の事態が生じた場合には、「緊急事態対応マニュアル」に則り、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、社外役員、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
 2. 当社は、執行役員制度を導入しています。経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築します。
 3. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- e. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、これに従って当社は子会社の業務を指導・支援しております。
 2. 子会社を統括主管する担当取締役を定め、子会社の経営状況、財務状況、その他の重要事項を報告させております。
 3. 子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社に対して原則として当社から役員を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。
 4. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象としております。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施しております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとします。
- また、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとします。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役または監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとします。
 2. 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。
 3. 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。
- h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- i. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 取締役及び使用人は、法令及び定款違反並びに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
 2. 監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役会及び使用人から職務執行状況の報告を求めることが出来ます。
- j. 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。
- k. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
1. 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底を行っております。
 2. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

(イ) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。これらにより、当社の全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

(ウ) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度運用規程」を定め、リスクの把握と顕在化を抑制しうる体制を構築しております。

さらに、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

(エ) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

(オ) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(カ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(キ) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

c. 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(ク) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長 CEO	中山 貴之	1990年1月3日生	2011年8月 株式会社アイプラス設立 代表取締役就任(現任) 2016年6月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2016年10月 株式会社OTOZURE(現当社)設立 代表取締役就任	(注)3	1,036,080
取締役 経営企画室長	金子 健人	1991年7月4日生	2014年4月 株式会社Donuts入社 2018年10月 株式会社クロスエアー設立 代表取締役就任(現任) 2019年7月 当社入社 経営企画室長就任(現任) 2019年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	54,380
取締役 財務経理部長 CFO	森田 一樹	1983年1月4日生	2005年3月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2013年6月 MARKSTYLER株式会社入社 2015年11月 株式会社マクロミル入社 2020年10月 当社入社 2021年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	1,940
取締役 ソーシャルメディア マーケティング事業 部長 COO	井上 智裕	1988年1月16日生	2010年4月 ファンコミュニケーションズ株式会社入社 2016年11月 当社入社 2021年1月 当社執行役員就任 ソーシャルメディアマーケティング事業部長就任(現任) 2023年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	10,880
取締役	高安 聡	1974年4月7日生	2009年9月 司法試験合格 2008年11月 最高裁判所司法研修所修了 2008年12月 藤本法律会計事務所入所 2015年8月 ノースブルー総合法律事務所 パートナー就任(現任) 2017年3月 当社社外取締役就任(現任) 2018年2月 株式会社サベレ 監査役就任	(注)3	19,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	長谷部 潤	1965年11月9日生	1990年4月 大和証券株式会社入社 2000年7月 株式会社大和総研転籍 2009年8月 大和証券エスエムピー シー株式会社(現大和証 券株式会社)金融証券研 究所転籍 2010年7月 株式会社コロプラ 取締 役 2019年1月 株式会社Speee 社外取締 役就任(現任) 2020年4月 株式会社東京リレーショ ンズ 代表取締役就任 (現任) 2020年4月 deLy株式会社 社外取締 役就任(現任) 2020年11月 当社社外取締役就任(現 任) 2021年1月 株式会社RECEPTIONIST 社外取締役(現任) 2022年6月 ライフネット生命株式会 社 社外取締役就任(現 任) 2022年11月 株式会社WARC 社外取締 役就任(現任)	(注)3	7,840
常勤監査役	樽見 伸二	1982年11月15日生	2004年12月 新日本監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法 人)入所 2011年2月 サクセスホールディング ス株式会社(現 ライク キッズ株式会社)入社 2016年2月 PwCあらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法 人)入所 2017年12月 株式会社global bridge HOLDINGS 取締役就任 2020年6月 株式会社ウェルクス 取 締役就任 2021年3月 当社常勤監査役就任(現 任) 2021年6月 株式会社ペアキャピタ ル 監査役就任(現任)	(注)4	640

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	藤岡 大祐	1981年7月8日生	2004年12月 新日本監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法 人)入所 2014年1月 株式会社ヤマトキャピ タルパートナーズ(現 株 式会社YCP Solidiance) 入社 2016年6月 株式会社PKSHA Technology 監査役就任 2018年6月 株式会社日本医療デー タセンター(現 株式会 社JMDC) 監査役就任 2018年12月 ログリー株式会社 社外 取締役(監査等委員)就 任 2019年4月 株式会社JMDC 社外取締 役(監査等委員)就任 (現任) 2020年4月 ヒューマンライフコード 株式会社 監査役(現 任) 2020年12月 株式会社PKSHA Technology 社外取締役 (監査等委員)就任(現 任) 2021年1月 E Sネクスト監査法人 (現 E Sネクスト有限 責任監査法人) 代表 パートナー就任 2021年3月 当社監査役就任(現任) 2022年2月 E Sネクスト有限責任監 査法人 理事パートナー (現任)	(注)4	-
監査役	青野 瑞穂	1991年6月9日生	2017年12月 弁護士登録(第一東京弁 護士会) 2018年1月 スプリング法律事務所入 所(現任) 2021年8月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計					1,130,960

- (注) 1. 取締役高安聡氏、長谷部潤氏は、社外取締役であります。
2. 監査役樽見伸二氏、藤岡大祐氏、青野瑞穂氏は、社外監査役であります。
3. 2023年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年9月12日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。当社は、2023年3月29日付の臨時取締役会で、2023年4月1日に以下のとおり執行役員を選任を議決しております。
- 上級執行役員 事業開発室長 三宮 翔太
 上級執行役員 C T O プロダクト開発部長 長坂 翔吾
 執行役員 コーポレートデザイン部 青木 久美子
 執行役員 ソーシャルメディアマーケティング事業部 佐野 拓也
 執行役員 ad事業部長 見延 駿
 執行役員 プラットフォーム事業部長 嶋田 健二

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、会社法に定める社外性の要件を満たすだけでなく、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。

社外取締役の高安聡氏は、弁護士であり法務・コーポレートガバナンスに関する高い知見を有しております。また、社外取締役の長谷部潤氏は、会社経営全般における豊富な経験と知識を有しております。このため、社外取締役として選任しております。

社外監査役3名の内、樽見伸二氏並びに藤岡大祐氏は、公認会計士の有資格者であることから、会計・税務に関する高い見識を有しており、当社の監査活動に活かして頂けるものと期待し、社外監査役として選任しております。青野瑞穂氏は、弁護士の有資格者であることから、法務に関する高い見識を有し、当社の監査活動に活かして頂けるものと期待し、社外監査役として選任しております。また、女性としての視点を通して幅広い助言を受けることにより、女性活躍の推進を図ってまいります。

なお、社外取締役及び社外監査役は、当社との間に人的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

また、内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、三様監査を定期的実施しております。会計監査人が実施する監査実施報告に内部監査担当者及び監査役が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。これらの情報交換や意見交換の内容については、取締役会又は監査役会を通じて、社外取締役又は社外監査役に適宜報告を行っております。なお、内部監査人及び内部統制部門とは随時情報交換を実施しており、相互の連携を強化しております。

(3) 【監査の状況】

当社は監査役会設置会社であり、会社法に規定する機関として、株主総会のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

監査役監査の状況

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として、毎月の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及びその他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役等からの職務遂行状況の聴取、重要書類の閲覧等の監査手続を通じて、経営への監視機能を果たしております。なお、監査役監査及び内部監査各々の実効性をあげるべく、必要に応じて意見・情報の交換・聴取等を行っており、緊密な連携を行っております。

なお、常勤監査役の樽見伸二は公認会計士の資格を有するとともに、上場会社CFOの経験を有しております。監査役の藤岡大祐は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役の青野瑞穂は弁護士資格を有し、労働法・薬機法に関する高い見識から監査役に適格であると判断しました。

1) 監査役会の開催状況と出席状況

当社の監査役会は、原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度（2022年12月期）における個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
樽見 伸二（常勤）	15回	15回
藤岡 大祐（非常勤）	15回	15回
青野 瑞穂（非常勤）	15回	15回

2) 監査役会における主な検討事項

当社の監査役会における主な検討事項としては、監査計画の策定、会計監査人の適格性や監査方法並びに監査結果の相当性、各監査結果の評価並びに監査役会の監査意見形成等であります。

3) 常勤監査役の主な活動状況

当社の常勤監査役は、監査計画に基づき、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、往査立会、重要な役職者との定期的な意見交換、内部監査人及び会計監査人との情報交換等を行っております。また、常勤監査役の監査の実施状況は毎月の監査役会において報告・共有し、他の監査役からの意見を適宜反映した監査を実施できる運用を行っております。

また、内部監査人及び会計監査人とそれぞれの監査計画について報告共有を行うとともに、定期的に監査の状況についての情報・意見交換を実施し、その結果を監査役会において非常勤監査役と共有することにより、実効性のある三様監査を実施しております。

内部監査の状況

代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を設置しております。当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査室には専任の担当者は配置しておりませんが、代表取締役社長が指名した内部監査担当者2名により、当社グループの全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査担当者は、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、自己の所属する部門を除く全部門の業務監査を実施し、自己の所属する部門に対しては、他部門の内部監査責任者が監査を実施することで、監査の独立性を確保しております。

会計監査の状況

a. EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名等

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選
指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士12名
その他18名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、当社のビジネスに対する知識・理解に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して判断することとしております。

EY新日本有限責任監査法人の選定理由については、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会では、会計監査人との面談や提出された報告書類等により、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性及び過年度における監査状況等を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,700	-	30,000	2,500
連結子会社	-	-	-	-
計	24,700	-	30,000	2,500

当連結会計年度の当社グループにおける非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人から監査計画について説明を受け、内容及び工数等につき妥当と判断しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。なお、取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2019年12月27日であり、決議内容は、報酬限度額を年額150,000千円以内（定款で定める取締役の員数は、10名以内。本報告書提出日の取締役の員数は6名。）、監査役は2021年3月31日であり、決議内容は、報酬限度額を年額30,000千円以内（定款で定める監査役の員数は、5名以内。本報告書提出日の監査役の員数は2名。）であります。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会において委任された代表取締役社長中山貴之であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く。)	87,230	87,230	-	-	-	6
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	12,000	12,000	-	-	-	2
社外監査役	10,600	10,600	-	-	-	3

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額等が1億円以上の役員が存在しないため、個別の役員毎の報酬開示を省略しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、政策保有株式について、営業政策上の必要性や株式保有の合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合を除き、保有しないことを基本方針としております。また、純投資目的の株式は保有しない方針であります。

なお、提出日現在において、政策保有株式、純投資目的の株式その他純投資目的以外の株式のいずれも保有しておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、社内研修の実施及び社外研修の受講を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 266,141	2 1,231,798
売掛金	507,687	823,481
棚卸資産	1 42,424	1 9,524
その他	50,497	81,913
貸倒引当金	250	10,524
流動資産合計	866,501	2,136,193
固定資産		
有形固定資産		
建物	43,448	47,306
工具、器具及び備品	22,479	28,970
減価償却累計額	25,614	40,124
有形固定資産合計	40,313	36,151
無形固定資産		
のれん	213,834	-
無形固定資産合計	213,834	-
投資その他の資産		
差入保証金	70,205	65,635
その他	9,890	620
貸倒引当金	8,683	-
投資その他の資産合計	71,412	66,255
固定資産合計	325,560	102,407
資産合計	1,192,061	2,238,601
負債の部		
流動負債		
買掛金	434,490	513,835
1年内返済予定の長期借入金	2 174,027	2 145,407
未払金	148,676	208,032
その他	38,758	3 87,060
流動負債合計	795,952	954,334
固定負債		
長期借入金	2 343,437	2 207,774
繰延税金負債	5,164	-
資産除去債務	20,228	20,176
固定負債合計	368,829	227,950
負債合計	1,164,782	1,182,285
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	897,130
資本剰余金	559,734	1,356,864
利益剰余金	635,033	1,200,256
株主資本合計	24,701	1,053,738
新株予約権	2,577	2,577
純資産合計	27,279	1,056,315
負債純資産合計	1,192,061	2,238,601

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1,057,864	2,054,814
売上原価	179,242	1171,155
売上総利益	978,622	1,883,658
販売費及び一般管理費	2,137,839	2,254,501
営業損失()	400,217	370,842
営業外収益		
受取利息	311	4
受取手数料	-	2,672
助成金収入	2,093	-
受取補償金	-	5,427
その他	671	3,246
営業外収益合計	3,076	11,351
営業外費用		
支払利息	5,599	5,108
株式交付費	-	3,403
上場関連費用	-	25,251
その他	1,619	223
営業外費用合計	7,218	33,985
経常損失()	404,360	393,476
特別損失		
商品評価損	328,756	-
減損損失	-	4178,195
特別損失合計	28,756	178,195
税金等調整前当期純損失()	433,116	571,671
法人税、住民税及び事業税	694	2,470
法人税等還付税額	-	3,753
法人税等調整額	2,364	5,164
法人税等合計	3,059	6,447
当期純損失()	436,176	565,223
親会社株主に帰属する当期純損失()	436,176	565,223

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失()	436,176	565,223
包括利益	436,176	565,223
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	436,176	565,223

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	409,952	198,857	311,095
当期変動額				
株式交換による増加	-	149,782	-	149,782
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	436,176	436,176
当期変動額合計	-	149,782	436,176	286,393
当期末残高	100,000	559,734	635,033	24,701

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,577	313,672
当期変動額		
株式交換による増加	-	149,782
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	436,176
当期変動額合計	-	286,393
当期末残高	2,577	27,279

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	559,734	635,033	24,701
当期変動額				
新株の発行	797,130	797,130	-	1,594,260
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	565,223	565,223
当期変動額合計	797,130	797,130	565,223	1,029,036
当期末残高	897,130	1,356,864	1,200,256	1,053,738

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,577	27,279
当期変動額		
新株の発行	-	1,594,260
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	565,223
当期変動額合計	-	1,029,036
当期末残高	2,577	1,056,315

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	433,116	571,671
減価償却費	10,709	15,239
のれん償却額	23,759	35,639
減損損失	-	178,195
商品評価損	28,756	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	8,683	1,591
受取利息及び受取配当金	311	4
支払利息	5,599	5,108
売上債権の増減額(は増加)	150,188	315,793
棚卸資産の増減額(は増加)	35,891	32,900
仕入債務の増減額(は減少)	70,598	79,344
未払金の増減額(は減少)	74,181	59,355
その他の資産の増減額(は増加)	29,010	17,956
その他の負債の増減額(は減少)	9,705	45,703
小計	416,524	452,348
利息及び配当金の受取額	311	4
利息の支払額	5,721	4,759
法人税等の還付額	1,335	3,058
営業活動によるキャッシュ・フロー	420,599	454,045
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	50,000	-
定期預金の払戻による収入	4,800	-
有形固定資産の取得による支出	9,504	11,722
貸付けによる支出	49,000	-
敷金の差入による支出	25,359	-
敷金の返還による収入	12,628	1,449
投資活動によるキャッシュ・フロー	116,435	10,273
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	225,000	-
長期借入金の返済による支出	128,441	164,283
株式の発行による収入	-	1,594,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	96,559	1,429,977
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	440,475	965,657
現金及び現金同等物の期首残高	646,272	216,141
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	10,343	-
現金及び現金同等物の期末残高	216,141	1,181,798

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- (1) 連結子会社の数 1社
(2) 連結子会社の名称 株式会社G I V I N

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年
工具、器具及び備品 4～10年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

「toridori base」

「toridori base」については、顧客企業が月額課金や従量課金の2種類のプランを利用し、プラットフォーム上でPR投稿依頼を掲載します。これに対して、商品を紹介したい全国のインフルエンサーが自ら立候補し、顧客企業に採用されたインフルエンサーがPR対象となる商品やサービスを無料で体験した後に、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSで、体験内容のレビューを投稿します。

月額課金について、当該サービスは、契約期間に渡って均一に提供するものであることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しており、従量課金は顧客による採用成果の検収をもって履行義務が充足されると判断し、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

「toridori ad」

「toridori ad」については、顧客企業のPR対象となるサービスを無料で体験するとともに、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSアカウントで体験内容のレビューを投稿します。後日、その投稿に掲載されたリンク経由での成果発生件数(購入件数等)に応じた報酬が顧客から当社グループに支払われ、そこから一定の手数料を差し引いた金額をインフルエンサーに支払います。したがって、これらの成果が発生した時点でその履行義務が充足されると判断し、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

「toridori promotion」

「toridori promotion」については、顧客企業が投稿に応じた固定報酬を支払うことで、インフルエンサーに対してPR投稿を依頼する方法であります。インフルエンサーはPR対象となるサービスを無料で体験するとともに、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSアカウントで体験内容のレビューを投稿します。したがって、これらの投稿がされた時点でその履行義務が充足されると判断し、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

「toridori made」

オリジナルブランド

主に国内に在庫を持つ商品の販売を行うオリジナルブランドにおいては、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われるため、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

セレクトブランド

主に国外に在庫を持つ商品の販売を行うセレクトブランドにおいては、出荷から引き渡しまでが一定の期間を要するため、出荷及び配送に要する日数に照らして、商品を出荷し要件満たしたと判断した時点で収益を認識しております。

「toridori studio」

レベニューシェア型

レベニューシェア型については、YouTubeの動画再生回数に連動してインフルエンサーが受け取るアドセンス収益の一部を当社グループが受け取るため、顧客が当該動画コンテンツを使用し広告収益を計上した時点で収益を認識しております。なお、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

受託型

受託型については、個人のインフルエンサーの映像制作のサポートから企業のSNS運営のサポートなどといった履行義務を顧客との個別契約によって事前に定めており、それに応じた制作成果物の納品やSNS投稿の出稿をもって、その履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、顧客から受け取る額から業務委託先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる時価の算定方法に重要な変更はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
商品	30,622千円	9,524千円
仕掛品	11,802	-

2 借入金の担保に供している資産及び担保付債務
担保資産

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
現金及び預金	50,000千円	50,000千円
合計	50,000	50,000

担保付債務

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	27,092千円	27,092千円
長期借入金	37,488	12,480
合計	64,580	39,572

3 契約負債の金額
契約負債

	当連結会計年度 (2022年12月31日)
契約負債	20,915千円
合計	20,915

(連結損益計算書関係)

- 1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の商品評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
商品評価損	14,421千円	23,541千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	387,371千円	501,700千円
広告宣伝費及び販売促進費	288,325	563,550

3 商品評価損

前連結会計年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

当社完全子会社である株式会社G I V I Nのブランド廃止及びリブランディングに伴う商品の簿価切下げ額を特別損失として計上しております。

4 減損損失

当連結会計年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

当社グループは主に以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社名(場所)	用途	種類	減損損失 (千円)
株式会社G I V I N	その他	のれん	178,195

継続して収支を把握できる最小単位である管理会計上の区分で資産のグルーピングを行っております。

当社完全子会社である株式会社G I V I Nに関しては、株式取得の際に将来の超過収益力を前提にのれんを計上しておりました。買収後の事業統合の過程において、直近の市場環境等を踏まえ、事業戦略及び事業計画の見直しを行った結果、のれん償却の残存期間内における投資回収には不確実性を伴うことが判明したため、のれん残高の全額を減損処理しております。

また、回収可能価額は、使用価値により算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	101,050	3,839	-	104,889
A種優先株式	14,286	-	-	14,286
合計	115,336	3,839	-	119,175
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の当連結会計年度増加株式数は当社完全子会社である株式会社G I V I Nとの株式交換によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,577
合計			-	-	-	-	2,577

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）2. 3. 4.	104,889	2,991,511	-	3,096,400
A種優先株式（注）2.	14,286	-	14,286	-
B種優先株式（注）1. 2.	-	21,495	21,495	-
合計	119,175	3,013,006	35,781	3,096,400
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

- （注）1. B種優先株式の当連結会計年度増加株式数は第三者割当増資による新株の発行による増加であります。
2. A種優先株式及びB種優先株式の当連結会計年度減少株式数、並びに普通株式の当連結会計年度増加株式数のうち35,781株は、普通株式への転換によるものであります。
3. 普通株式の当連結会計年度増加株式数のうち2,672,730株は、2022年10月11日付での普通株式1株につき20株の割合での株式分割による増加であります。
4. 普通株式の当連結会計年度増加株式数のうち283,000株は有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	2,577
合計			-	-	-	-	2,577

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）	当連結会計年度 （自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
現金及び預金勘定	266,141千円	1,231,798千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	50,000	50,000
現金及び現金同等物	216,141	1,181,798

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や株式発行等によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

未払金については、主に人件費関連の支払いに関するものであり、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、財務経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	70,205	70,479	273
資産計	70,205	70,479	273
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	517,464	511,538	5,925
負債計	517,464	511,538	5,925

当連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	65,635	65,477	157
資産計	65,635	65,477	157
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	353,181	347,793	5,387
負債計	353,181	347,793	5,387

(*) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	214,710	50,000	-	-
売掛金	507,687	-	-	-
差入保証金	-	37,387	32,817	-
合計	722,398	87,387	32,817	-

当連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,181,798	50,000	-	-
売掛金	823,481	-	-	-
差入保証金	-	65,635	-	-
合計	2,005,280	115,635	-	-

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金含む)	174,027	135,663	108,366	53,472	33,960	11,976
合計	174,027	135,663	108,366	53,472	33,960	11,976

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金含む)	145,407	108,366	53,472	33,960	11,976	-
合計	145,407	108,366	53,472	33,960	11,976	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	65,477	-	65,477
資産計	-	65,477	-	65,477
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	-	347,793	-	347,793
負債計	-	347,793	-	347,793

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者 1名 (注) 4、5
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 303,220株
付与日	2019年12月24日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年12月24日 至 2029年12月23日(注) 3

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

3. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使期間に記載しております。

4. 本新株予約権は、渡邊義隆氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち指定されたものに交付されます。

5. 2021年11月26日付でコタエル信託株式会社を受託者として、当社の役職員に加え、社外協力者モインセンティブ付与の対象とする「時価発行新株予約権信託®」(以下「本信託」という。)の設定を行い、第1回新株予約権を渡邊義隆氏から本信託に移管しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	303,220
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	303,220
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、株式分割後に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	430
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 461,500千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	40,465千円	50,879千円
一括償却資産償却超過額	2,804	2,745
資産除去債務	6,792	6,178
貸倒引当金	1,599	2,110
商品評価損	23,600	15,674
未払事業税	-	4,553
資産調整勘定	-	9,109
その他	1,418	2,731
税務上の繰越欠損金(注)	183,266	263,679
繰延税金資産小計	259,947	357,661
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	183,266	263,679
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	76,680	80,775
評価性引当額小計	259,947	344,453
繰延税金資産合計	-	13,208
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,164	3,672
未収入金	-	9,535
繰延税金負債合計	5,164	13,208
繰延税金資産(負債)の純額	5,164	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	1,650	181,616	183,266
評価性引当額	-	-	-	-	1,650	181,616	183,266
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	1,504	-	262,174	263,679
評価性引当額	-	-	-	1,504	-	262,174	263,679
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失のため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2022年2月に行われた第三者割当増資の結果、当社の資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.58%から30.62%となります。

この税率変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
期首残高	10,545千円	20,228千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,726	-
時の経過による調整額	43	51
期末残高	20,228	20,176

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
契約負債	4,673千円	20,915千円

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価で前受金として処理し、連結貸借対照表上の「流動負債」の「その他」に含めております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、インフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

サービス区分の名称	売上高
インフルエンサー・プラットフォーム事業	
「toridori base」	186,131
「toridori ad」	334,858
「toridori promotion」	200,982
「toridori studio」	158,379
「toridori made」	177,511
合計	1,057,864
顧客との契約から生じる収益	1,057,864
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,057,864

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

サービス区分の名称	売上高
インフルエンス・プラットフォーム事業	
「toridori base」	645,254
「toridori ad」	599,121
「toridori promotion」	310,195
「toridori studio」	115,059
「toridori made」	385,183
合計	2,054,814
顧客との契約から生じる収益	2,054,814
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,054,814

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループはインフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはインフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社の役員	中山 貴之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 47.6	債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証	404,782	-	-

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社の役員	中山 貴之	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 33.4	債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証	181,859	-	-

(注) 1. 取引金額は、債務被保証残高を記載しております。

2. 債務被保証については、当社の金融機関からの借入債務に対するものであります。なお、債務被保証に対して保証料の支払いはしていません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	226.57円	340.31円
1株当たり当期純損失()	185.97円	203.41円

(注) 1. 2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失()を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	27,279	1,056,315
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	502,587	2,577
(うちA種優先株式払込金額(千円))	(500,010)	(-)
(うち新株予約権(千円))	(2,577)	(2,577)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	475,308	1,053,738
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,097,780	3,096,400

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	436,176	565,223
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	436,176	565,223
普通株式の期中平均株式数(株)	2,345,320	2,778,693
(うち普通株式(株))	(2,059,600)	(2,778,693)
(うちA種優先株式(株))	(285,720)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数15,161個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2023年2月13日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2023年3月29日開催の定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 減資の目的

当社は、2022年12月19日に東証グロースへ上場いたしました。それに伴い、早期に利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元を含む資本政策等の柔軟性・機動性の向上を目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額897,130千円を847,130千円減少して、50,000千円とする。

(2) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,196,917千円を1,146,917千円減少して、50,000千円とする。

(3) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額を其他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じる其他資本剰余金1,994,047千円のうち1,200,256千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金1,200,256千円

2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金1,200,256千円

4. 減資の日程

(1) 取締役会決議日	2023年2月13日
(2) 株主総会決議日	2023年3月29日
(3) 債権者異議申述最終期日	2023年5月1日(予定)
(4) 減資の効力発生日	2023年5月2日(予定)

5. 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

(資金の借入)

当社は、2023年1月6日開催の取締役会において、資金の借入について決議を行い、2023年1月11日に借入を実行しております。詳細は以下のとおりとなります。

1. 借入を行う理由

業容拡大を見据え、運転資金等の資金需要の増加に備えることを目的として、資金の借入を行うものであります。

2. 契約の概要

借入先の名称	:	株式会社りそな銀行
借入金額	:	200,000千円
借入金利	:	市場金利に連動した変動金利
借入実行日	:	2023年1月11日
返済期日	:	2025年12月30日
借入期間	:	3年
返済条件	:	2023年1月より1か月ごとの分割返済
担保提供又は保証の内容	:	無

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	174,027	145,407	1.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	343,437	207,774	1.0	2024年～2027年
合計	517,464	353,181	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	108,366	53,472	33,960	11,976

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	1,444,083	2,054,814
税金等調整前四半期(当期) 純損失()(千円)	-	-	494,205	571,671
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失() (千円)	-	-	485,820	565,223
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	-	-	176.63	203.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ()(円)	-	-	70.72	27.73

(注) 1. 当社は、2022年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失()を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,261,286	1,164,357
売掛金	480,759	800,364
前払費用	1,671	9,077
関係会社未収入金	92,694	27,232
その他	36,833	68,833
貸倒引当金	-	14,648
流動資産合計	873,244	2,055,216
固定資産		
有形固定資産		
建物	43,448	47,306
工具、器具及び備品	22,479	28,970
減価償却累計額	25,614	40,124
有形固定資産合計	40,313	36,151
投資その他の資産		
関係会社株式	156,232	-
関係会社長期貸付金	91,500	303,212
長期前払費用	1,116	620
差入保証金	67,235	65,635
その他	8,683	-
貸倒引当金	8,683	303,212
投資その他の資産合計	316,084	66,255
固定資産合計	356,398	102,407
資産合計	1,229,642	2,157,624

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	390,720	485,797
1年内返済予定の長期借入金	1 162,568	1 136,491
未払金	128,621	196,333
未払費用	12,571	20,259
未払法人税等	530	17,159
前受金	1,625	-
契約負債	-	8,427
預り金	16,724	20,171
その他	715	2,113
流動負債合計	714,076	886,753
固定負債		
長期借入金	1 321,470	1 194,378
繰延税金負債	5,164	-
資産除去債務	20,228	20,176
固定負債合計	346,862	214,554
負債合計	1,060,939	1,101,308
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	897,130
資本剰余金		
資本準備金	399,787	1,196,917
その他資本剰余金	159,947	159,947
資本剰余金合計	559,734	1,356,864
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	493,609	1,200,256
利益剰余金合計	493,609	1,200,256
株主資本合計	166,125	1,053,738
新株予約権	2,577	2,577
純資産合計	168,702	1,056,315
負債純資産合計	1,229,642	2,157,624

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	880,506	1,669,630
売上原価	3,144	6,734
売上総利益	877,361	1,662,896
販売費及び一般管理費	2 1,178,621	2 1,916,966
営業損失()	301,259	254,070
営業外収益		
受取利息	1 1,049	1 5,551
関係会社業務受託収入	1 13,011	1 21,753
受取補償金	-	5,427
その他	2,138	5,290
営業外収益合計	16,199	38,022
営業外費用		
支払利息	5,402	4,780
株式交付費	-	3,403
上場関連費用	-	25,251
その他	1,395	223
営業外費用合計	6,798	33,658
経常損失()	291,858	249,705
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	-	307,336
関係会社株式評価損	-	156,232
特別損失合計	-	463,569
税引前当期純損失()	291,858	713,275
法人税、住民税及び事業税	530	2,290
法人税等還付税額	-	3,753
法人税等調整額	2,364	5,164
法人税等合計	2,894	6,627
当期純損失()	294,752	706,647

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		3,144	100.0	6,734	100.0
合計		3,144	100.0	6,734	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	250,005	159,947	409,952	198,857	198,857	311,095
当期変動額							
株式交換による増加	-	149,782	-	149,782	-	-	149,782
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失（ ）	-	-	-	-	294,752	294,752	294,752
当期変動額合計	-	149,782	-	149,782	294,752	294,752	144,970
当期末残高	100,000	399,787	159,947	559,734	493,609	493,609	166,125

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,577	313,672
当期変動額		
株式交換による増加	-	149,782
新株の発行	-	-
当期純損失（ ）	-	294,752
当期変動額合計	-	144,970
当期末残高	2,577	168,702

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	100,000	399,787	159,947	559,734	493,609	493,609	166,125
当期変動額							
株式交換による増加	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	797,130	797,130	-	797,130	-	-	1,594,260
当期純損失（ ）	-	-	-	-	706,647	706,647	706,647
当期変動額合計	797,130	797,130	-	797,130	706,647	706,647	887,612
当期末残高	897,130	1,196,917	159,947	1,356,864	1,200,256	1,200,256	1,053,738

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,577	168,702
当期変動額		
株式交換による増加	-	-
新株の発行	-	1,594,260
当期純損失（ ）	-	706,647
当期変動額合計	-	887,612
当期末残高	2,577	1,056,315

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年
工具、器具及び備品	4～10年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

「toridori base」

「toridori base」については、顧客企業が月額課金や従量課金の2種類のプランを利用し、プラットフォーム上でPR投稿依頼を掲載します。これに対して、商品を紹介したい全国のインフルエンサーが自ら立候補し、顧客企業に採用されたインフルエンサーがPR対象となる商品やサービスを無料で体験した後に、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSで、体験内容のレビューを投稿します。したがって、月額課金はPR投稿依頼の開始、従量課金は顧客による採用成果の検収をもって履行義務が充足されると判断し、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

「toridori ad」

「toridori ad」については、顧客企業のPR対象となるサービスを無料で体験するとともに、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSアカウントで体験内容のレビューを投稿します。後日、その投稿に掲載されたリンク経由での成果発生件数（購入件数等）に応じた報酬が顧客から当社に支払われ、そこから一定の手数料を差し引いた金額をインフルエンサーに支払います。したがって、これらの成果が発生した時点でその履行義務が充足されると判断し、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

「toridori promotion」

「toridori promotion」については、顧客企業が投稿に応じた固定報酬を支払うことで、インフルエンサーに対してPR投稿を依頼する方法であります。インフルエンサーはPR対象となるサービスを無料で体験するとともに、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSアカウントで体験内容のレビューを投稿します。したがって、これらの投稿がされた時点でその履行義務が充足されると判断し、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

「toridori studio」

レベニューシェア型

レベニューシェア型については、YouTubeの動画再生回数に連動してインフルエンサーが受け取るアドセンス収益の一部を当社が受け取るため、顧客が当該動画コンテンツを使用し広告収益を計上した時点で収益を認識しております。なお、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

受託型

受託型については、個人のインフルエンサーの映像制作のサポートから企業のSNS運営のサポートなどといった履行義務を顧客との個別契約によって事前に定めており、それに応じた制作成果物の納品やSNS投稿の出稿をもって、その履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、顧客から受け取る額から業務委託先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用計上しております。

(重要な会計上の見積り)

(関係会社に対する債権に関する評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度末 (2021年12月31日)	当事業年度末 (2022年12月31日)
関係会社未収入金	92,694	27,232
関係会社貸倒引当金(流動)	-	4,123
関係会社貸付金	91,500	303,212
関係会社貸倒引当金(固定)	-	303,212

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社に対して、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込み額の見積もりにあたっては、関係会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮のうえで、支払能力を総合的に判断しております。

その結果、当事業年度において、関係会社未収入金に対する引当処理として、関係会社貸倒引当金繰入額4,123千円、関係会社貸付金に対する引当処理として、関係会社貸倒引当金繰入額303,212千円を特別損失に計上しております。

翌年度において、関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表において、関係会社貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。また、関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超えた場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(貸借対照表関係)

1 借入金の担保に供している資産及び担保付債務

担保資産

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
現金及び預金	50,000千円	50,000千円
合計	50,000	50,000

担保付債務

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	27,092千円	27,092千円
長期借入金	37,488	12,480
合計	64,580	39,572

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
関係会社業務受託収入	13,011千円	21,753千円
関係会社からの受取利息	738	5,547

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料	370,447千円	460,643千円
業務委託費	94,597	209,674
広告宣伝費及び販売促進費	272,687	543,289
おおよその割合		
販売費	58%	63%
一般管理費	42	37

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：千円)

区分	2021年12月31日
子会社株式	156,232
計	156,232

当事業年度(2022年12月31日)

当該事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	40,465千円	50,879千円
一括償却資産償却超過額	2,776	2,744
資産除去債務	6,792	6,178
貸倒引当金	1,599	96,217
未払事業税	-	4,553
資産調整勘定	-	9,109
子会社株式評価損	-	47,838
その他	1,418	2,731
税務上の繰越欠損金	125,496	162,448
繰延税金資産小計	178,548	382,701
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	125,496	162,448
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	53,052	207,044
評価性引当額小計	178,548	369,493
繰延税金資産合計	-	13,208
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,164	3,672
未収入金	5,164	9,535
繰延税金負債合計	5,164	13,208
繰延税金資産(負債)の純額	5,164	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2022年2月に行われた第三者割当増資の結果、当社の資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.58%から30.62%となります。

この税率変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

収益認識関係に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

重要な後発事象に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	30,504	3,857	-	7,549	26,812	20,494
工具、器具及び備品	9,809	7,865	676	7,658	9,339	19,630
有形固定資産計	40,313	11,722	676	15,207	36,151	40,124

- (注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
建物...主に本社オフィスの改築に係る費用であります。
工具、器具及び備品...主に本社オフィスのパソコン機器であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	-	14,648	-	-	14,648
貸倒引当金(固定)	8,683	303,212	8,683	-	303,212

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://toridori.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2022年11月14日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2022年11月17日、2022年12月1日及び2022年12月9日関東財務局長に提出。

2022年11月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

2023年3月30日財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規程に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月29日

株式会社トリドリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドリの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドリ及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インフルエンサー・プラットフォーム事業にかかる売上高の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」及び（セグメント情報）に記載のとおり、会社はインフルエンサー・プラットフォーム事業を営んでおり、このうち主要なサービスである「toridori base」及び「toridori ad」の売上高の合計は、連結損益計算書の売上高の61%を占めている。</p> <p>「toridori base」は、顧客企業がインフルエンサーに直接PR投稿を依頼できるマーケティングプラットフォームサービスであり、契約種類に応じて、サービス提供期間にわたり、もしくは顧客企業による採用成果の検収をもって収益が認識される。</p> <p>「toridori ad」は、顧客企業がインフルエンサーに対し直接案件の掲載を募集し、インフルエンサーによるPR投稿に掲載されたリンク先での成果発生件数（購入件数等）に応じた報酬を会社が受け取る成果報酬型サービスであり、これらの成果が発生した時点で収益が認識される。</p> <p>「toridori base」及び「toridori ad」は、共に自社で開発した情報システムによって運用されており、上述した収益認識の把握や会社が収受する報酬の計算といった一連の処理は、情報システム上で自動的に行われる。このように、「toridori base」及び「toridori ad」の売上高の計上にかかる主要なプロセスは、情報システムでの処理に高度に依存しており、取引が正確に計上されるためには、情報システムにかかる内部統制が適切に整備・運用される必要がある。</p> <p>上記の通り、会社の売上高の計上プロセスの多くがシステムにより自動化された業務処理に依存しているため、想定通りに機能せず虚偽表示が生じた場合、その影響は広範囲に及び、かつ、その金額的重要性に鑑みると利益への影響も大きくなる可能性が高い。したがって、当監査法人は当該自動化された内部統制に依拠した売上高を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、「toridori base」及び「toridori ad」にかかる売上高の正確性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。その際、当監査法人内の情報システムの専門的知識を有するメンバーを関与させた。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価手続として、業務プロセスを把握し、関連するITに係る全般統制及び自動化された業務処理統制の整備状況を検討した。 ・アクセス権限管理やプログラム変更管理等、ITに係る全般統制の運用状況を検討した。 ・ITに係る自動化された業務処理統制について、「toridori ad」に関してはテストデータによる処理の確認や報酬額の算定についての再実施、「toridori base」に関してはソースコードの確認や報酬額の算定についての再実施といった手続を実施し、運用状況を検討した。 <p>（2）実証手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査人自ら、情報システムより年間の売上データを直接抽出し、会社が計上した売上高と整合していることを検討した。 ・個別取引について、サンプルベースにより証憑書類等と突合し、単価情報等の契約条項と一致していることを検討した。 ・個別取引について、サンプルベースで入金情報と突合し取引金額の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月29日

株式会社トリドリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドリの2022年1月1日から2022年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドリの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インフルエンシ・プラットフォーム事業にかかる売上高の正確性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(インフルエンシ・プラットフォーム事業にかかる売上高の正確性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。